

課税事業者が値札や広告などで商品やサービスの価格をあらかじめ表示する場合には、消費税相当額（地方消費税相当額を含みます。）を含めた支払総額（税込価格）を表示することが必要です。この制度は、平成16年4月1日から適用されています。

1 対象となる取引 [P121]

消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としています。したがって、事業者間取引は、総額表示義務の対象とはなりません。

2 総額表示の具体的な表示方法 [P121]

価格表示の方法については、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。例えば、税抜価格が10,000円の場合、次の①から⑤のような表示が「総額表示」に該当します。

- ① 10,800円
- ② 10,800円（税込）
- ③ 10,800円（税抜価格10,000円）
- ④ 10,800円（うち消費税額等800円）
- ⑤ 10,800円（税抜価格10,000円、消費税額等800円）

なお、平成25年10月1日から平成33年3月31日までは、現に表示する価額が「税込価格」であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示することを要しません。